

天童市立蔵増小学校いじめ防止基本方針（概要）

天童市立蔵増小学校

1 基本理念

- 児童はかけがえのない存在であり、一人一人が「いのち輝く人間」として生きていくことが本校の願いである。学校においては、児童に自他の「生命の尊さ」と人間としての「生き方」をしっかり教え、育てていく「いのちの教育」を大切に進めていく必要がある。
- いじめは、どの児童にも起こりうる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。本校の全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを見逃したり、放置したりすることのないよう、学校・家庭・地域・関係機関が一体となり、いじめ未然防止・早期発見・事案対処の在り方・組織的対応等に取り組んでいく。

2 基本的な取り組み

本校におけるいじめ問題に関する基本的な取組内容

- ① 蔵増小学校のいじめ問題に対する基本方針
- ② いじめ防止の組織と関係機関との連携
- ③ 未然防止、いじめを許さない環境づくり(学級力向上等)
- ④ いじめ事案への対処の在り方(早期発見・事案対処マニュアル)
- ⑤ いじめに対する措置(緊急対応、指導体制)
- ⑥ 重大事態への対処
- ⑦ 点検・評価・見直し

3 いじめの定義と態様

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法 第2条)

※いじめにあたる行為

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・いじめを見て見ぬふりをされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・けんかやふざけ合いであっても、児童の感じる被害性に着目し、該当するか否かを判断する
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- ・好意で行った行為が相手に苦痛を感じさせた場合 等

4 いじめ防止対策推進法から

① 学校の責務（第8条の要約）

学校の教職員は、関係者と連携し、いじめの防止及び早期発見に取り組み、いじめを受けている児童がいれば適切・迅速に対処する責務がある。

② 保護者の責務（第9条の要約）

- ・保護する児童がいじめを行わないように必要な指導に努める。
- ・保護する児童がいじめを受けた場合、適切にいじめから保護する。
- ・保護者は、国や学校が行ういじめ防止の対策に協力する。

いじめ防止基本方針(概要)

天童市立蔵増小学校

<p>■未然防止■ <学校と市教委・家庭・地域と連携></p> <p>いじめ防止に係る関係組織・機関との連携</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「天のわらべ輝く「いのち」育みプロジェクトの推進 2 「いのちの教育」の推進（保護者PTAとの連携） 3 児童理解に基づくきめ細かな教育の推進 4 道徳教育の充実 5 児童会活動を積極的に推進 6 「学級力」を育てる <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: 45%;"> <p>4年度天童市の重点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学級アセスメント ○生徒指導研修会の充実 ○相談員の配置(市教委) </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: 45%;"> <p>キャッチフレーズ</p> <p>い… いきいき な… なかよく ほ… ほんきで学ぶ</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: 45%;"> <p>保護者（PTA）と連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ○あいさつ運動 ○研修となる教育講演会 ○PTAだよりの発行 </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: 45%;"> <p>地域・関係機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ○見守り隊の活動 ○情報の発信と収集 ○地域行事への参加 ○関係機関との連携 </div> </div>	<p>■早期発見■ <いじめに気付き 見逃さない></p> <p>些細な兆候であっても、見逃さず、早い段階からの確な関わりをもち、積極的にいじめを認知する。組織で対応する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 児童が相談しやすい環境づくり いじめを見逃さない学級経営や信頼関係づくり <ul style="list-style-type: none"> ・連絡帳やノート等の活用 ・定期的なアンケートの実施及び個人面談 ・相談窓口の設置と周知（学校内外） 2 教職員間及び学校・家庭・地域間での情報の共有化 <ul style="list-style-type: none"> ・日常的に学校内での情報共有 ・地域からの情報を積極的に受信 3 インターネット等の情報の収集 <ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集、専門機関との連携 	<p>■適切で迅速な対応■ <組織で対応></p> <p>いじめを受けた児童の「いのちと安全」を確保し、いじめられた児童を徹底して守る。</p> <p>いじめを認知した場合、躊躇なくいじめ防止対策組織（生徒指導委員会）に報告し、以下の流れを迅速に行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 正確な実態把握（その日のうちに） ② 指導体制・方針の決定 ③ 児童への指導・支援 ④ 家庭との連携（連絡、相談） ⑤ 具体的な対応の開始 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生徒指導委員会（校内組織 学期1回）を招集する ○ いじめられた児童を徹底して守る ○ 守る体制を整備する。（登下校、休み時間、清掃時間、放課後など） </div>
---	---	--

<p>■インターネット上のいじめへの対応■</p> <p><インターネット上のいじめ未然防止と適切な対応></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 インターネット上のいじめの実態を知る ・研修会の実施 ・児童へのモラル指導 2 インターネット上のいじめの未然防止 ・学校・家庭との連携 ・情報の収集 ・HPの管理 3 早期発見、早期対応 ・情報の収集 ・相談体制整備 ・削除依頼 ・関係機関との連携 	<p>■重大事態への対応■</p> <p><生命・心身・財産の重大な被害があった場合></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 事態発生の際は直ちに市教委・市長へ報告する。生命財産の被害は警察に通報 ② 必要な調査を迅速に行う。主体は市教委若しくは学校 ③ 人権を保護しながら法に則り情報を提供する。 ④ 教育委員会からの支援を受けて対応する。 ⑤ 市長の要請があった場合は事案について再調査を行う。
--	---

<p>■点検・評価、見直し■ <常に見直ししながら推進></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県が行う点検・評価の実施と報告 2 学校が行う学校評価の実施、保護者アンケートの実施 3 いじめ防止基本方針の見直し
--

<p>年間活動計画 児童を語る会（定期的実施） 生徒指導委員会（学期1回） 心のアンケート（4・9月）</p>		
<p>1学期</p> <ul style="list-style-type: none"> 5月 Q-U 実施 6月 学校評議員会 6月 いじめアンケートの実施 すくすくウィーク 7月 学校評価（教職員） 	<p>2学期</p> <ul style="list-style-type: none"> 10月 Q-U 実施 11月 いじめアンケートの実施 すくすくウィーク 12月 学校評価(児童・保護者・地区民・教職員) 	<p>3学期</p> <ul style="list-style-type: none"> 1月 学習評価 2月 学校評価説明 学校評議員会 3月 いじめ問題総括評価